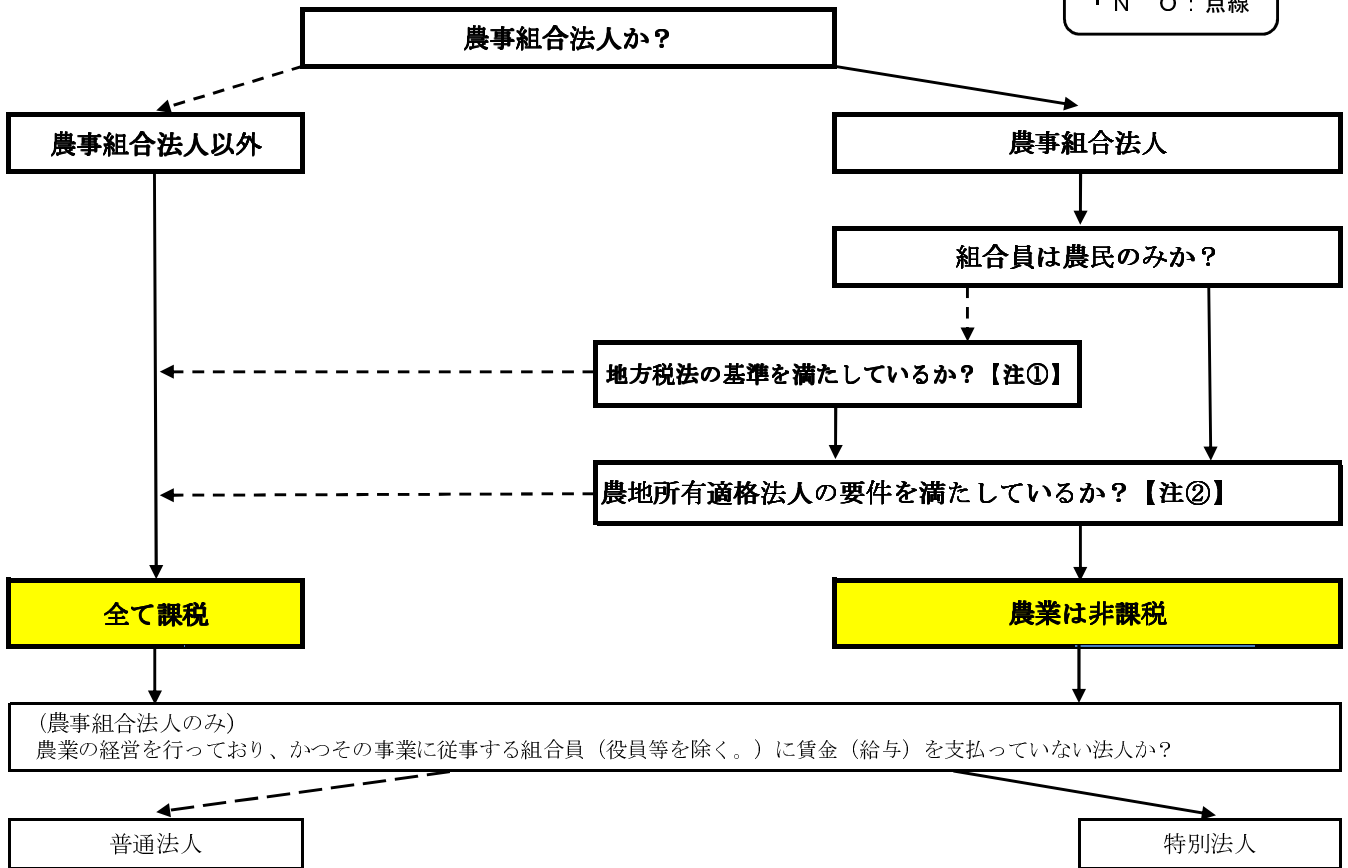


(注意) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度の判定用です。

別紙 1

農事組合法人の課税・非課税判定フロー

・ YES : 実線
・ NO : 点線



※ 判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人で区分経理を行っていない法人は、別紙2「農事組合法人に係る所得金額計算書」を提出してください。

【注①】 出資口数割合の基準（地方税法施行令第17条）

- (1) 組合員が「農民(※)」のみの場合は、「YES」になります。
- (2) 組合員が「農民」のみでない場合は、
 - ・ 次の①～④の者の出資口数の合計が総出資口数の1/2以下で、かつ、②～④の者の出資口数の合計が総出資口数の1/4以下の場合のみ「YES」になります。
 - ・ それ以外は、「NO」になり、「全て課税」の扱いとなります。(※「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいいます。)(農業協同組合法第72条の13)

① 組合

② その農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等

③ ②（法人に限る。）の代表者、代理人又は使用者である組合員等

④ ③以外の者で、②から受ける資金で生計を維持している組合員

【注②】 農地所有適格法人の要件（農地法第2条第3項）

(1) 事業要件（第1号）

- ・ 当該農事組合法人の主たる事業が農業
- ・ その行う農業と併せ行う「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業（農業協同組合法72条の10第1項第1号の事業）」を含む。

(2) 経営責任者要件（第3号、4号）

- ・ 常時従事者（原則年間150日以上）が理事の過半を占めること。
- ・ かつ、理事又は重要な使用人（農地法施行規則第7条）のうち1人以上が「農作業」に従事（原則年間60日以上）

【参考】 農地法改正（平成28年4月1日施行）

- ・ 農地所有適格法人（旧呼称は農業生産法人）
- ・ 農地所有適格法人の要件が一部変更となっています。